

入札公告

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊艦船補給処管理部長
見潮 定政

下記のとおり一般競争入札を行います。

記

1 入札日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年11月14日(木) 13時30分～
(郵送による入札書の受領期限は、 令和6年11月13日(水) 必着
郵送先 〒237-0071 神奈川県横須賀市田浦港町無番地 艦船補給処管理部契約課)
- (2) 場 所 艦船補給処契約課入札室 (〒237-0071 神奈川県横須賀市田浦港町無番地)

2 入札参加申込の日時等

- (1) 日 時 公告日～ 令和6年11月13日 (水)
8時～12時及び13時～16時45分 ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。
- (2) 場 所 艦船補給処契約課事務室
- (3) 申 込 応札意思のある者は、上記の申込期限日時までに「入札参加申込用紙」及び「資格審査結果通知書」の写しを提出のうえ、仕様書を受領すること。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」のB、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者であっては入札日時までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

4 競争入札に付する事項

調達要求番号	件名	履行期限	履行場所
06-2-5249-0300-5165-00	ディスプレイ部品 SEAL UNIT	令和7年5月30日	佐世保造修補給所

5 入札方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札(見積)書に記載された金額に当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札(見積)者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札(見積)書に記載すること。ただし、入札(見積)書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税標準と一致しないものは除く。
- (2) 入札(見積)書に記載された金額の100分の110(軽減税率対象品目については100分の108)に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申込みがあったものとする。ただし、単価契約の場合には端数処理を行わず原則どおり入札(見積)書に記載された書面上の100分の110(軽減税率対象品目については100分の108)に相当する金額に相当する額をもって申込みがあったものとする。

- 6 保証金等に関する事項
 - (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
 - (2) 落札者が契約を結ばないときは、見積もった契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 7 契約書の作成
遅滞なく契約書の作成を要する。ただし、契約金額が150万円を超えず、特約条項の付与もない場合は、請書の作成をもって代えることができる。
- 8 適用する契約条項
製造契約一般条項
- 9 入札の無効
参加資格のない者のした入札又は「海上自衛隊入札及び契約心得」のとおり実施しない者が行った入札は無効とする。
- 10 その他
 - (1) 海上自衛隊入札及び契約心得・契約条項は、艦船補給処管理部契約課入札室に掲示するほか、海上自衛隊調達情報ホームページにも掲載している。
 - (2) 8に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
 - (3) 入札書を郵送するときは、調達要求番号及び件名を標記した封筒に「入札書在中」と朱書の上、必ず書留又は簡易書留で送付すること。
 - (4) 詳細については、艦船補給処管理部契約課契約係（TEL 046-822-3500 内線6315、FAX 046-861-2713）まで問い合わせされたい。

海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 宛て
(FAX番号: 046-861-2713)

受付年月日	資格等級	印

※この枠内の記入は不要です。

入札参加申込用紙

調達要求番号	06-2-5249-0300-5165-00
件名	ディスプレイ部品 SEAL UNIT
入札日	

会社名	
電話番号	
FAX	
担当者氏名	
中小企業信用保険法第2条 第1項に規定する中小企業者 (どちらかに○をお願いします)	該 当 • 非 該 当

※ 仕様書の受領方法

- ・艦船補給処契約課で直接受領の場合

この「入札参加申込用紙」(必要事項記入後)を提出のうえ、「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)(写し)」をご提示ください。

- ・郵送及びFAXによる受領の場合

この「入札参加申込用紙」(必要事項記入後)と、「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)(写し)」を送付してください。

調達要求番号： 06-2-5249-0300-5165-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	HQ 5330-320-02905	仕様書番号	YDP-H-33266-11
名称	DISPOSE部品 SEAL UNIT	防衛大臣承認年月日	_____
		作成年月日	H25.3.1
		改正年月日	R4.3.24
		艦船補給処艦船部艦船整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊の艦船において使用するディスプレイ部品の調達について規定する。

1.2 種類

付表1による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS Z 9015-1 計数値検査に対する抜取検査手順

b) 法令等

海上自衛隊において調達する調達品等の標準監督・完成検査実施要領等（海幕経第2559号。9.5.30）

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183号。27.3.18）

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）

c) 技術資料

承認図書

完成図書

2 製品に関する要求

2.1 材料・構造・形状・寸法・性能

この仕様書における対象機器等の承認図書又は完成図書の要求事項の全てを満足する製造業者仕様による。

2.2 外観

仕上げは良好で、加工きず、打きず、ひび、まくれ、われ、錆等、使用上有害な欠点があつてはならない。

3 品質保証

監督・検査

監督及び検査は、海上自衛隊において調達する調達品等の標準監督・完成検査実施要領等（海幕経第2559号。9.5.30） 別冊第1 標準直接監督・完成検査実施要領によるほか、附属書Aによって実施する。

4 出荷条件

4.1 防せい

商慣習による。

4.2 包装

1包装の質量は50kg以下を標準とする。ただし、内容品1個の質量が50kgをこえるものはこの限りでない。

4.2.1 個装

個装は、商慣習による。

なお、とりまとめて個装した物品については、4.3.1による表示を行うものとする。

4.2.2 内装

個装された同一種類の物品を適当数、木箱又は段ボール箱に収納し、必要に応じて緩衝材を入れるものとする。

4.2.3 外装

個装又は内装された物品を、木箱又は段ボール箱に収納し、輸送時、物品及び包装が破損しないよう措置すること。

4.3 表示

表示は次による。

4.3.1 物品の表示

適当数とりまとめて個装する物品には、次について容易に消えない方法で物品に表示するか又はラベルに表示して物品に添付すること。

a) 物品番号

b) 製造年月（材質がゴムの物品のみ適用するものとし、有効期限の判明しているものについては、その期限を表示する。）

4.3.2 包装の表示

包装の表示は、次による。

a) 個装及び内装 附属書Bの図B.1による。

b) 外装 附属書Bの図B.2による。

c) 内容品 附属書Bの表B.1によるものとし、外装内部に封入する。

d) 物品タグ（バーコード付）の貼付 官において準備した物品タグ（バーコード付）を個装等に貼付（添付）するものとする。

4.3.3 その他の表示

付表1に示す物品のなかで、使用の際、現場合合わせの上、加工を要するものは、加工法を示した図面等をビニール袋に入れ、当該物品に添付すること。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、表1による。

表1－提出書類

番号	提出書類	提出先	部数	提出時期	備 考
1	工事等工程表	監督官	1	契約後速やかに	—————
2	検査等申請書	検査官	3	その都度	契約規則細部書式第22
3	検査成績書	監督官	1	完成検査時	—————
4	納品書	検査官	6	その都度	海補3021様式
注記 備考欄”契約規則細部”は、海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183号。27.3.18）を示す。”海補”は、海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）を示す。					

5.2 書類等の準備

完成検査に必要となる社内規定、図面等及び個装ラベル（附属書Bの図B.1）を準備しておくこと。

5.3 特記事項

特記事項がある場合は、調達要領指定書による。

5.4 疑義事項

この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

附属書 A (規定) 検査実施要領

A.1 検査項目

検査項目は、付表A.1による。

A.2 検査要領

A.2.1 検査方法

付表A.1及び社内検査規格により実施する。

なお、判定基準は社内規格による。

A.2.2 検査方式

検査方式は次による。

- a) **全数検査** 付表A.1により検査ロットに対して、全数検査を実施する。
- b) **抜取検査** 付表A.1により検査ロットに対して、**JIS Z 9015-1の付表1の水準II**及び**付表2-Aの合格品質水準1.0**により抜取検査を実施する。

A.2.3 検査区分

付表A.1の検査項目の各欄に示す記号“A”又は“B”は、次による。

- a) “A”は、監督官が立会いのうえ検査を実施する。
- b) “B”は、監督官が立会いすることなく製造者が作成した検査成績書に基づき検査を実施する。

A.3 その他

検査ロットの構成は、同一工作法のもとで製造し、同時に納入される同一形式を1ロットとして扱う。

付表A.1－検査項目一覧表

品 目 番 号	部 品 番 号	検査項目 ※項目番号 品名	材料検査			部 品 検 査										検査方式 (数字は※印の該当番号を示す。)		抜 取 検 査 水 準	抜 取 検 査 合 格 品 質 水 準	提出を要する 検査成績書 (数字は※印の該当番号を示す。)	備 考 (○印内の数字は※印の該当番号を示す。)				
			試 験 片 採 取	機 械 的 検 査	化 学 分 析 検 査	外 観 検 査	寸 法 検 査	か た さ 検 査	探 傷 検 査	水 油 気 圧 検 査	静 的 つ り 合 い 検 査	動 的 つ り 合 い 検 査	重 量 検 査	作 動 検 査	性 能 検 査	そ の 他 の 検 査	全 数 検 査					抜 取 検 査			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14									
1	D-50669	SEAL UNIT				B	B												4,5			4,5			
	以下余白																								

附属書B
(規定)
包装の表示

物品番号		
部品番号		
品名	英	
	和	
数量(単位)		
保管期限		年
製造年月		年 月
製造会社名		

図B.1—個装及び内装

契約品名	
契約番号	
物品番号	
数量(単位)	
製造年月	年 月
契約者名	
総質量(kg)	

注記 2種類以上の物品をまとめて外装した場合は、物品番号及び数量(単位)欄に“同封の内容明細書による。”と記入のこと。

図B.2—外装

表B.1—内容明細書

内 容 明 細 書					
契約品名		令和 年 月 日			
契約番号		契約者名			
番号	物品番号	部品番号	品 名	数量(単位)	備 考